

放課後児童会の開会時間等の拡大について

1. 早朝見守り対応の拡大

早朝見守り対応について、夏期休業期間開始日の7月21日(水)から、以下のとおり、30分拡大を実施します。
 なお、この拡大に対応に伴う、利用者負担については、発生しません。

土曜日・長期休業日	現状		7月21日～(30分拡大後)
早朝見守り対応	<u>8:00</u> ~ 8:30	➔	<u>7:30</u> ~ 8:30
		30分拡大	

2. 開会時間の延長等について

(1) 閉会時間について

今回の早朝の受け入れ体制とあわせて、上記のとおり、開会時間の延長についても、ニーズが多いことから、30分延長する予定で、各種協議・調整を行っており、整い次第実施したいと考えています。

平日・長期休業日	現状		時間延長実施後(30分延長後)
放課後児童会の開 会時間延長	授業終了後又は 8:30 ~ <u>18:30</u>	➔	授業終了後又は 8:30 ~ <u>19:00</u>
		30分延長	

※ただし、土曜日は時間延長なし(従来どおり18時30分まで)

(2) 時間延長による利用者負担

他市・他類似事業と受益者負担の観点から、時間延長部分については、費用を徴収することとし、具体的には以下のとおり検討している。

【時間延長料金等】

時間延長対象時間	延長料金	費用徴収方法	児童会での対応
早朝見守り部分 7:30~8:30	費用負担なし	なし	早朝見守りは、児童会としての対応ではなく、あくまで別サービスとしての運用。
時間延長部分 18:30~19:00	費用負担あり	会費と合算して口座振替予定。 (実績払い)	時間の確認方法等については、公正公平な対応に努める。